

平成27年労第206号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡妻（以下「被災者」という。）は、A県B市所在の会社Cの事業主として、平成〇年〇月〇日付けで労働局長から労働者災害補償保険（以下「労災保険」という。）の第一種特別加入者として承認を受け、同市内においてD店（以下「店舗」という。）を経営していた。

被災者によると、店舗でのストレスに加え、平成〇年〇月の従業員の対人トラブルをきっかけに、眩暈・頭痛が激しくなり、同年〇月に入ってから精神的不調により自殺を考えるようになったという。被災者は、同年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「適応障害」と診断された。

被災者は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求していたが、同年〇月〇日、自宅〇階のベランダから飛び降り死亡した。請求人は、療養補償給付及び休業補償給付に係る未支給の保険給付を監督署長に請求したところ、監督署長は、被災者の精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを

棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の実事の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 被災者に発病した精神障害及び発病の時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害等専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、被災者は、平成〇年〇月頃にICD-10診断ガイドラインの「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと述べている。当審査会としても、被災者の状況、精神症状の推移、医学的意見等に照らすと、専門部会の意見は妥当であると判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 請求人らは、被災者に対する路上生活者からの嫌がらせ等による心理的ストレスにより被災者は本件疾病を発病した旨主張する。

(4) 被災者の本件疾病発病前おおむね6か月間において、認定基準別表1「業務による心理的負荷評価表」（以下「認定基準別表1」という。）の「特別な出来事」の類型に示されている「心理的負荷が極度のもの」又は「極度の長時間

労働」は認められず、「特別な出来事」に該当する出来事は認められない。

- (5) 被災者が主張した本件疾病発病前における業務による出来事のうち、本件一件記録から客観的に確認できるものは、平成〇年〇月〇日に起きた万引き及び同年〇月〇日に泥酔者が来店して請求人とトラブルになり、請求人が殴られ、被災者が警察に通報したことの2点が挙げられる。

まず、平成〇年〇月〇日に起きた万引き（菓子パン2個の窃盗）については、本件疾病発病の9か月前の出来事であり、評価の対象とはならない。次に、同年〇月〇日の泥酔者とのトラブルについて、認定基準別表1の出来事の類型に当てはめると、「仕事の失敗、過重な責任の発生等」のうち「顧客や取引先からクレームを受けた」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に該当する。

当該出来事の心理的負荷を総合評価の視点から検討すると、決定書理由第2の2（2）ウ（イ）に説示のとおり、泥酔者の対応をしたのは請求人であり、その後の被災者の業務内容、業務量に大きな変化もないことから、当審査会としても、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

- (6) また、請求人が主張する出来事として、①平成〇年〇月頃、ホームレスによる万引き及び別のホームレスから被災者が暴行を受けたこと、②平成〇年〇月頃、消費又は賞味期限切れの商品を販売している等のクレームがF本部に入ったことにより、F本部との対応を迫られたことがある。これらについては、事実確認はできないものの、念のためこれらの出来事があったものとして認定基準別表1の出来事の類型に当てはめると、①は「顧客や取引先からクレームを受けた」、②は「上司とのトラブルがあった」（平均的な心理的負荷の強度「Ⅱ」）に近いと判断する。

ア ①について

当該出来事の心理的負荷を総合評価の視点から検討すると、決定書理由第2の2（2）ウ（ウ）aに説示するとおり、被災者は不快感を感じたものの、その後の業務内容、業務量に大きな変化を生じたと推認できないことから、当審査会としても、当該出来事の心理的負荷の強度は「弱」と判断する。

イ ②について

請求人は、被災者とF本部との間でやり取りがあった際、F本部の担当者は請求人との対応では普通でも、被災者に対しては言い方がきつかったり、脅すような言い方をした旨主張する。

昨今、食品の安全性等についての社会の関心は非常に高く、安全性に問題等のある食品の情報はインターネットを通じて瞬時に広まることから、企業もその影響を無視できず、相応の対応を取らざるを得ない状況となっている。こうした状況を考慮すると、消費又は賞味期限切れの商品を販売したことに対し、F本部の担当者が相応にきつい言い方をしたとしても、それをもって直ちに認定基準が示すところの「強い指導・叱責」と評価することはできず、他方、請求人が主張する脅すような言い方が実際にあったと客観的に判断することはできないことから、当審査会としては、この出来事に係る心理的負荷の総合評価は「弱」と判断する。

(7) その他、請求人が主張する平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日店舗閉店までの間のF本部との再契約交渉については、決定書理由第2の2(2)ウ(ウ)b及びcに説示のとおり、これは店舗の経営、存続の問題であり、この判断・対応は事業主としての本来業務であることから、評価の対象外である。

(8) 以上のとおり、被災者の業務による出来事として、心理的負荷の総合評価が「弱」の出来事が一つであり、請求人の主張する出来事を含めると三つ認められるものの、その心理的負荷の全体評価は「弱」であって、「強」には至らず、被災者に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められない。

なお、被災者には、本件疾病発病前おおむね6か月間における業務以外の出来事として、決定書理由第2の2(2)エ(ア)に説示のとおり、認定基準別表2「業務以外の心理的負荷評価表」の「親類の誰かで世間的にまずいことをした人が出た」(心理的負荷の強度「Ⅲ」)に該当する出来事が認められる。

(9) 被災者は、中小事業主等が加入する労災保険法上の第一種特別加入者(中小事業主等特別加入者)であるが、この第一種特別加入者については、業務のうち事業主の立場において行う事業主本来の業務に起因する傷病は労災保険法上の補償の対象とはならず、労働者と異なった一定の制限があることはやむを得ないことである。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。